

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

七尾市は、能登半島の中央に位置し、天然の良港として栄えてきた七尾港を海の玄関口とし、古代より能登の政治・経済・文化の中心地として発展を続けてきた。

渚のいで湯として全国的に有名で、開湯 1200 年を迎えた和倉温泉や様々なリゾート施設を有する能登島などの観光資源、長い歴史に培われた伝統工芸などの産業資源、豊かな自然や風土に育まれた農林水産資源など、多くの地域資源に恵まれている。

市内人口は、平成 16 年 10 月の旧七尾市、田鶴浜町、中島町、能登島町の 1 市 3 町の合併時には約 61,000 人だったが、少子高齢化の急速な進行などにより、現在は約 49,000 人にまで減少している。

近年の市内産業を取り巻く現状としては、事業所数、従業員数の減少も相まって、卸売業や小売業などの年間販売額の減少による商業の衰退、製造出荷額の減少による製造業全体の規模縮小など、経済活力の低下が深刻化しており、この現状を放置すると長い歴史を経て形成された市内の産業基盤が失われかねない状況である。

このような中、独自の取組みとして、創業支援や事業承継、さらに都市部からの人材誘致などの施策を講じているが、引き続き市内の中小企業の生産性の抜本的な向上により、人手不足等に対応した事業基盤を構築するとともに、企業の持続的発展に向けた取組みを支援していく必要がある。

(2) 目標

中小企業等経営強化法第 49 条第 1 項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、能登地域の中核都市として更に経済発展していくことを目指す。

これを実現するための目標として、計画期間中に 30 件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年率 3% 以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

本市の産業は、農林水産業、製造業、サービス業と多岐に渡り、多様な業種が七尾市内の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。

したがって、多様な産業の多様な設備投資を支援する観点から、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等とする。

3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

(1) 対象地域

本計画の対象地域は、区域に偏りなく広く中小企業の生産性向上を実現するため、市内全域とする。

(2) 対象業種・事業

本市の産業は、農林水産業、製造業、サービス業と多岐に渡り、多様な業種が市内の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。

しかしながら、近年、設備投資の著しい太陽光発電事業をはじめとする再生可能エネルギー発電事業に関しては、経済波及効果が雇用に結びつくことが少なく、産業集積等の効果も希薄である。

このため、本計画において対象とする業種は、再生可能エネルギー発電事業を除いた全業種とする。

なお、この場合における再生可能エネルギー発電事業とは、「再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号）」第9条第1項に規定する「再生可能エネルギー発電事業」（同法第2条第3項第1号から6号に規定する全ての「再生可能エネルギー源」を含む。）を指す。

生産性向上に向けた事業者の取組みは、新商品の開発、自動化の推進、IT導入による業務効率化、省エネの推進、市町村の枠を超えた海外市場等を見据えた連携等、多様である。

したがって、本計画においては、労働生産性が年率3%以上に資すると見込まれる事業であれば、幅広い事業を対象とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

国が同意した日から2年間（令和5年4月1日～令和7年3月31日）とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間又は5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

①人員削減を目的とした取組みを先端設備等導入計画の認定の対象としない等、雇用の安定に配慮する。

②公序良俗に反する取組みや反社会的勢力との関係が認められるものについては、先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮する。